

宮城県知事 村井 嘉浩 様
宮城県教育長 伊東 昭代 様
宮城県警察本部長 原 幸太郎 様

受験シーズンにおける痴漢加害の防止と被害者の救済に関する申し入れ

2023年1月25日

日本共産党宮城県委員会委員長 中島康博
日本共産党宮城県会議員団団長 三浦一敏

痴漢や盗撮はもっとも身近な性暴力であり、性犯罪です。絶対に許されるものではありません。毎年のように、インターネットや SNS で受験生をねらった痴漢行為を煽る投稿がされています。その後の人生に影響を与える入学試験の日に痴漢加害を行うという極めて悪質で、卑劣な行為を許すわけにはいきません。東北各地からもっとも多く受験生が訪れる宮城県が、痴漢加害を防止するアクションを起こすことは、極めて重要です。

日本共産党宮城県会議員団は、これまでも「痴漢・盗撮ゼロ」をめざして議会で取り上げてきました。こうした中で、知事部局からは「受験シーズンに向けての対策強化に関する公共交通機関等への働きかけについては、警察本部と連携し対応を検討してまいります。」と回答があり、県警察からは、「特に受験シーズンにおいては、重点的に、地下鉄やJR東日本の駅構内等において、警戒活動を実施しています。引き続き、警戒活動と検挙強化に努めるとともに、性犯罪の絶無を期して強力で抑止対策を推進してまいります」と回答をいただいております。敬意と感謝を申し上げます。今後さらなる対策強化を求め、以下の点を申し入れます。

記

1. 中学校、高等学校、大学などの受験シーズンに、痴漢加害を起こさせないように、公共交通機関における対策を普段に増して強化すること。そのために、関係機関と連携し、駅の係員の増員等を要請し、電車内の巡回警備、警察官による巡回を強化すること。
2. 「痴漢や盗撮は犯罪です」等の啓発するポスターを作成・掲示し、加害防止のため音声によるアナウンスや電車内の電光掲示板、知事部局や県警察の SNS など、具体的な発信を行うこと。
3. 県警察においては、痴漢被害が発生した場合には、迅速な対応を行うとともに、遅刻せざるをえない状況に至った証明書などを発行すること。また、同様の対応を行うよう鉄道会社など関係機関に働きかけること。
4. 中学・高校・大学等の入試において、痴漢被害を含めて本人の責めによらない事由で遅れた場合は、救済措置の対象となることを関係機関に周知・要請すること。
5. 県として、関係機関と連携して、痴漢・盗撮被害の実態調査を行うこと。また加害を生まない対策、被害を受けた人の救済についても、関係機関と連携してとりくむこと。